検査センターの立場から考える標準化の必要性と課題

◎星 紫織¹⁾福岡市医師会 臨床検査センター¹⁾

微生物検査の標準化は、院内検査室に限らず、臨床検査センターにおいても非常に重要である。

現在国内の多くの臨床検査センターは、一般社団法人日本衛生検査所協会(以下、日衛協)の会員施設である。日衛協の学術委員会では、「感染症法に準拠した衛生検査所における病原体等安全管理マニュアル(ひな型)」、「細菌検査 塗抹・培養 ガイドライン」、「細菌検査検体取り扱いガイドライン」を策定しているようである。各ガイドラインが、それぞれ発行から約10年を経過し、また新型コロナウイルス感染症の流行等により「感染症法」等の関連する法律が改正されたことから、上記のマニュアル、ガイドラインを2023年6月に改訂されている。

「細菌検査 塗抹・培養 ガイドライン」は 2010 年 12 月に検体検査の標準化を目的として策定されている。 本ガイドラインは、細菌検査の実施において検査結果に影響のある要因を最小限にし、検査前工程の不適切な検体の取り扱いによる検査過誤を防ぐ作業の標準化を目的としているとのことである。「細菌検査検体取り扱いガイドライン」は、会員施設の検査室は、少なくとも検査方法や検査の範囲を明確にして確実に細菌検査を実施する必要があるところから作成されているようである。

日衛協の会員施設では指標となる検査ガイドラインが存在するので、会員施設がこのガイドラインに準拠した方法で検査を行っているとすると、国内の大多数の微生物検査結果はこのガイドラインに基づいていると言っても過言ではない。一方で、臨床で本当に必要とされている検査情報を正しく報告することができているのかという視点から考慮すると、疑問に思うところもある。そのため、より臨床現場で役立つ検査結果を報告するためには、今後も改訂は必要であるのではないかと考える。

微生物検査では、検体の採取方法や保存環境によって結果が大きく異なる。したがって、検査前工程が重要である。臨床検査センターの役割として、検査を依頼する医療機関等に十分な理解を得ることが必要であるが、具体的な指導やリジェクションすることは難しい状況であり、今後の課題の一つである。

また私の所属する福岡市医師会臨床検査センターでは、業務の効率化・標準化に向けて、2022 年 8 月に「グラム染色表記」と「培養検査菌量表記」を Clinical Microbiology Procedure Handbook の判定基準に準拠したものに変更した。今後さらなる標準化に向けて進めていく予定である。

微生物検査の標準化は、統一された基準に基づくことで検査結果の一貫性と信頼性を向上させる。臨床検査センターでの標準化における現状の課題を明確にすることで、今後より信頼性のある微生物検査結果を報告できる体制ができると考える。

連絡先__(092)852-1506